

障害者控除対象者認定書の交付について

- 障害者控除に伴う認定書とは

65歳以上の要介護・要支援認定者からの申請に対し、一定の要件を満たす者で「障害者に準ずる者」として認定を受けた場合には、所得税・住民税の所得控除を受けることができます。

この認定を受けることで、障害者控除又は特別障害者控除の申告において、所得税や個人住民税が軽減されます。

(既に障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方は、その手帳を提示することにより障害者控除をうけられるため、当申請は不要となります。)

- 申請の流れ

高齢者支援課にて「障害者控除対象者認定申請書」を提出。

→障害者控除が受けられるか審査判定→後日結果通知(障害者控除対象者認定書)

- ・申請できる人：本人又は委任を受けた代理人

- ・必要書類：申請者の身分証、代理人の場合は委任状又は本人の身分証も必要になります。

*申請時注意点：税控除を必要とする年の12月31日における対象者の状況にて審査判定するため、申請はその翌年の1月4日以降の開庁日から申請受付開始となります。